

公文書等における性別記載廃止

1 1 4 件もの公文書類から性別欄がなくなります

豊島区では、区民に関わる公文書類で、性別記載欄のあるもの 297 件のうち、原則として国や都の法令等により性別の記載が条件付けられているものを除き、4 月から順次削除、4 月中には 114 件の文書から「性別欄」がなくなる（うち 18 件はすでに削除済）。

これまでに豊島区では、男女共同参画社会の実現を目指し、13 年 3 月に「としま男女共同参画推進プラン（豊島区男女共同参画推進行動計画）」を策定した。これに基づき、男女共同参画社会の実現に向けて気運を広く盛り上げるとともに、自治体をあげて男女共同参画社会づくりに取り組む姿勢を内外に示すことを目的に、翌 14 年 2 月「男女共同参画都市宣言」を行った。これに続き、同年 4 月には「豊島区男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画推進の取組みを進めてきた。

また、2000 年に人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が制定され、その関連答申では性同一性障害を有する者の差別を解消し、人権の擁護に資することを謳っているが、現実に当事者の不自由はなにひとつ変わっていない。こうしたなか、本年 7 月、衆議院本会議で「性同一性障害者の性別取扱特例法」が成立、公布され、心と体の性が一致しない性同一障害者が、家庭裁判所の審判で戸籍の性を変えることができるようになるよう検討されるようになった。またそれに先がけ、豊島区では平成 15 年第 2 回豊島区議会定例会で「性同一性障害をかかえる人々が普通にさせる社会を実現することを求める陳情」が採択されている。

こうした一連の流れを受け、男女共同参画社会の実現をめざす本区においても、その具体的な取り組みのひとつとして、性別記載欄のある公文書等から性別欄を削除する方針を決定した。15 年度中から順次実施し、「特別区民税・都民税証明交付申請書」、「不在者投票宣誓書兼請求書」など 18 件の申請書から「性別記載欄」を削除した。さらに 4 月 1 日からは新たに 96 件を加え、全 114 件の公文書類から性別記載欄が消えることとなる。

今回の性別欄削除の取組みを進めるにあたり、区は、昨年 8 月、全課を対象に区民に関わる書類のうち、性別記載のある（もともとないものは対象外）各種申請書、通知書、証明書類の性別の記載を撤廃できるか否かについて調査した。その結果、297 件のうち 136 件（46%）で性別欄の撤廃が可能との回答。そのうち 18 件は、その後 2 月に実施したフォロー調査ですでに撤廃されている。

削除不可能と回答された 161 件は、「住民票」「国民健康保険被保険者証」などのように、住民基本台帳法や国民健康保険法など、国や都の法令等により性別の記載が条件付けられているものや、健康診断・健康相談のように、結果の基準値が性別によって異なるなど、文書の性質上、性別の記載が本質的な要素である、というものが主な理由であった。

今後 4 月以降も撤廃状況について、フォロー調査を実施し、削除可能な 136 件のうち今回実施の 114 件を除く 22 件については、申請書類等の用紙の在庫がなくなり次第、関係機関との調整等が必要な場合は適宜行い、随時性別欄のないものに変えていく。また、調査により撤廃不可となっている公文書についても、国・都及び他の自治体等の動向を踏まえ、今後主管課において、積極的な対応をしていく。

男女が個人として尊重され、性別による差別的な扱いを受けないことがないよう、今後、各課において可能な限り努めていく。

詳細：総務課